



帰宅旅費の取り扱い

第 263 回

永山さん：ご無沙汰しております。みらい先生。

みらい：永山さん、お久しぶりですね。

永山さん：実は、昨年の 10 月から任期 3 年の予定で中国に赴任しています。中国国内は、新型コロナウイルスによる行動制限も解除され、ようやく日常生活を取り戻しつつあります。日本の生活はどんな状況ですか？

みらい：永山さんは中国に赴任されていたのですね。さぞかし大変な思いをされたことでしょう。お変わりなさそうで安心しました。日本の状況はというと、ようやく緊急事態宣言は解除されましたが、まだまだ油断できない状況ですね。国内の移動は未だ自粛モードです。

永山さん：そうですか。お体にはくれぐれもお気を付けください。さて、相談があるのですが、この状況が落ち着いたら日本への一時帰国を考えております。当社の就業規則では年 1 回の休暇帰国が認められており、会社から旅費が支給される事になっておりますが、この旅費には所得税はかかるのでしょうか？

みらい：日本の所得税法では、海外勤務者の海外からの帰宅旅費については、一定の条件を満たせば所得税はかかりません。

永山さん：なるほど。その一定の条件というのはどういったものなのでしょうか？

みらい：ここでいう一定の条件とは、次の 3 つです。

(1) 就業規則等で定めがあること。

(2) おおむね 1 年以上の期間を経過するごとに帰国を認めていること。

(3) 最も経済的かつ合理的と認められる、通常の経路及び方法による金額であること。

つまり、おおむね 1 年に 1 回程度の休暇帰国については、所得税がかからないという事になります。

永山さん：私の場合は、赴任期間は 3 年間で、10 月には赴任から 1 年以上経過しますので、10 月以降の帰国であれば課税されないのですね。ちなみに、今後の状況次第では、海外赴任が急遽終了となる可能性も出てきました。その場合の所得税はどのような取り扱い

になるのでしょうか？

みらい：当初 1 年以上の海外勤務予定で出国した者は、出国の時から非居住者として取り扱われますが、その勤務期間が 1 年未満となることが明らかとなった場合には、その明らかになった日以後は居住者となります。永山さんの場合には、出向が終了することが明らかになった時に、勤務期間が 1 年未満となるのであれば、そこから居住者となります。そして、帰国後の勤務に対する給与については年末調整の対象になり日本の所得税が課税されます。また、帰国前の期間に国内源泉所得(例えば、国内不動産の賃貸料収入など)がある場合には、確定申告が必要です。したがって、帰国した年は、帰国前の国内源泉所得(源泉分離課税となるものを除きます)と帰国後の全ての所得を合計して確定申告をすることになります。なお、1 か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得金額が 20 万円以下の場合は、確定申告は必要ありません。

永山さん：なるほど。分かりました。私は国内の不動産収入があるので、出向が 1 年未満で終わる場合には、帰国後の給与と合わせて確定申告することを覚えておきます。

みらい：そうですね。申告漏れとならないように、お気をつけ下さい。

永山さん：はい。みらい先生、大変参考になりました。ありがとうございました。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 9 拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/